

令和元年6月三種町議会定例会会議録

令和元年6月5日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	畠山広栄	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第1 議案第41号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第2 議案第42号 令和元年度三種町一般会計予算の補正について
- 第3 議案第43号 令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第4 議案第44号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
- 第5 議案第45号 令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
- 第6 議案第46号 令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第7 議案第47号 令和元年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第8 議案第48号から第50号（条例議案）の一括上程
- 第9 議案第51号から第53号（財産の取得議案）の一括上程

議長 金子芳継は、令和元年6月5日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議 長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1．議案第41号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第41号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第42号「令和元年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第42号「令和元年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第43号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 (伊藤千作)

この予算ですけれども、本来国保税の引き下げに踏み出さなければならないのに、十分できるのに、それをやらないという予算計上になっております。国保会計は29年度決算で6,743万4,000円の黒字でありました。これを基金に5,000万円積み立てて2億円の基金積み立てにしております。本来、基金積み立てというのは会社でいうと内部留保に該当するもので、本来ならば、ですからこの内部留保を税の引き下げの原資にしていくというのが本来のあり方だと思いますけれども、全然そういう計上になっておりません。これでいきますと、国保税は据え置きだということがいわれております。なぜ、十分に引き下げる可能性があるのにこういう予算計上しているんでしょう。まず、それを最初に聞きたいと思います。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

まずもって、基金に関してでございますが、議員おっしゃるとおり基金に関しては29年度から2億円を目的に積み立てるということで、29年度1億円、30年度、まず一般会計からの5,000万円と29年度黒字になりましたので自主財源の国保会計からの5,000万円と、1億円を積み立て、合計で2億円を現在積み立てている状況でございます。

でもって、30年度の決算見込みでございますが、30年度繰越金を除くと単年度収支で200万ちょっとのようやく黒字になる見込みでございます。

す。

その関係で、また令和元年度の国保会計の今回の補正予算でございますが、税務課からまず所得が確定したということでその所得をもとに国保税の試算をしております。その結果、所得が落ちたことにより国保税収入とあとそれに見合った歳出から出る療養給付費を見込んでみたところ、それこそ保険税収入、歳入と歳出を考えた場合、予備費33万円とぎりぎりの会計の補正予算となっております。

いずれ基金に関しましては、今後、保険税収入なり療養給付費など支払うべきものが多くなった場合、その部分で基金は取り崩してその方向で充てていきたいと考えておりますので、今回の補正予算には、基金に関してはまず内部留保といいますか、まず手持ちの安全なお金ということで持っているということをご了承いただければと思います。以上です。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

基金が異常に多いんです。2億円というのはもう考えられないくらいの基金の額です。これはやはりこういう積み立てを行うのではなくて、保険税の引き下げに回すというのが本来のあり方だと思うんです。今、必要なのは国民健康保険税を下げるということだと思うんです。

国保加入者というのは、繰り返しこれまでも言ってきているように、所得の低い方々が多く加入しているのが国民健康保険税なんです。ですから、国保というのは他の人が加入している協会けんぽとかもう倍ぐらいの負担に今なっているんです。ですから、こういう基金があるんだったらやっぱり引き下げに回すというところに踏み出さないといけないと思います。

今、議長会とか町村議長会とかがやっぱり公費を1兆円投入して国保会計を引き下げるべきだというのがずっと今までやられてきているんです。これはやっぱり負担増が耐え切れなるところまで来ているから、やっぱりここは引き下げるべきだという1つのあらわれだと思うんです。

当町のように、もう基金も2億円と莫大にあるのに、やろうという気になったらやれるのにこれをやらないということ。これは何を意味しているかというと、やっぱり住民の立場に立って住民の負担軽減をきちっとしていくという、そういう立場に立ち切れていないからそういうことになるんです。

この予算計上を見てみれば、一般会計の繰入金を減額しているでしょう、1,656万3,000円。普通だったら国保が今まで1兆円でなくても7,000億円、実際投入になっているんです。その部分を一般会計と一緒にやりくりしていけばいいんだけど、その部分を一般会計も取り崩していくという、これをやらないという方向でいくというのは、まさにちょっと行き過ぎじゃないのということを私は言いたいと思います。

1世帯1万円、三種町引き下げに必要な額は約2,800万円です。ですから、一般会計の約1,600万円、それから5,000万円積み立てた分

を一部そちらに使うだけで1世帯1万円下げることができるんですよ、余裕があるわけだから。全然できないというわけではないんです。ところが、やらないということ。これはやっぱり住民の暮らし第一、暮らしを守るという立場に私立っていない1つの証拠だろうと思います。

町長、税金は暮らし第一に使うこと、こういう立場に立ったらどうですか。それについてはご意見ありますか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

国保の運営については、担当課でしっかり精査して計画を立てております。町としましても、安定的な国保運営についてはしっかり検討しておりますので、現在、こういう形で提案させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。あくまでも単年度ということではなくて長期的な立場でいろいろ担当も計画考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思

議 長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

長期的な立場に立っても、今の状況はもう本当積み立ては異常なくらい積み立てているんです。ですから、長期的視野でやるとかというのは、前、基金積み立ては医療給付費の3カ月分の平均とかと言われてあったんです、今はどうなっているかわからないけれども。別にそれを守る必要は何もないんだけど、そういうふうに言われてきてあったんだけど、基金積み立ては本当異常です、この2億円というのは。これを取り崩してやはり税の引き下げに回すという立場に今後立っていただきたいと思

来年度こういう状態であれば、国保税引き下げますか。町長、どうですか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

こちらも国保会計としっかり検討して対応してまいりたいと思っております。今の時点で引き下げるといような明言は避けておきたいと思

議 長（金子芳継）

ほかに。6番、清水議員。

6番（清水欣也）

同じく国保の補正予算についてですけれども、今の基金についてお聞きいたします。

だんだん国保の加入者は年々少なくなっていく。1つお聞きしたいのは、だんだん少なくなっていくんですけども、医療費総額はどのような傾

向にあるかというのをまず1つお知らせ願いたい。

それから、2つ目は、この基金2億円はどういう場合に使うんだという1つのラインがあるのかどうかと。今、伊藤千作議員がおっしゃった通常の保険料の軽減に対して使えるのかどうか。それとも、どういう場合に使うのか。そのあたりの線引きなんていうのは2億円の基金になされているものなのかどうか。今度、これが2点目。

この2つをまずお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

ただいまの質問に対しての答弁。健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

まず、先にご質問ありました支払っている医療給付費の総額に関してでございますが、支払額は確かに年々被保険者数が減っている割には増額というのが現状でありますし、1人当たりの金額も増額しているのが現状でございます。

また、2番目にご質問ありました基金の取り崩すラインと申しますか、実際基金の目的そのものが国保会計の安定的な運営ということでございますので、税を引き下げるためだけではなく国保会計がそれこそ支出と収入のバランスを見て、支出が容易でなくなった場合に基金を取り崩して財源に充てるという趣旨だと理解しておりますので、税を引き下げるためだけに取り崩すという部分では、私個人的にはちょっとそういう部分での取り扱いとは理解してはございません。以上です。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

要するに、この基金はどういう場合に使う、こういう場合はだめだという線引きがないんです。ですから、通常の保険料の軽減に対しても使えるという道は開かれているわけです。あとはいろいろ経営のバランスとかなんとかと言いますけれども、そのバランスはじゃあどのような場合、それを経営バランスがいいのか悪いのかと、どういう判断をされるんでしょうか。つまり、結論は通常の保険料の軽減対策でも使ってもいいという、そういう考え方に町長、これするべきじゃないかということです。その質問なんです。

県は、あくまでもこれは絶対にこういう場合は通常の保険料の軽減には使ってはならないという縛りを県は与えているわけではないんでしょう。だから、これは考えようによっては通常の保険料軽減のために使うという、そういうことで道を開いてもいいと私は思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

基金の積み立てに関しては、先ほどから御説明しているとおり、まず単年度での黒字というのは大変安定した状況ではありますけれども、この先、なるべく国保税を引き上げないためにもある程度町としても基金として持っていたほうが、この後の安定的な国保会計の運営につながるものと思って運営しておりますので、そのあたりはご理解をいただければありがたいなと思っております。

議 長 (金子芳継)
6番。 6番

(清水欣也)

よくわからないんですけれども、要するに、今、伊藤さんの道を開くというそういう考えにぜひなって、これからは国保の運営を進めていっていただきたいと思えます。以上であります。

議 長 (金子芳継)
ほかにありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第43号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。
日程第4. 議案第44号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第44号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正につ

いて」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第45号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第45号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第46号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第46号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第47号「令和元年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第47号「令和元年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第48号から第50号(条例議案)の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、議案第48号から議案第50号までの条例の改正案についてご説明いたします。

初めに、議案第48号、三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じて、選挙長等の報酬の改正を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第49号、三種町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部改正により、所得の少ない65歳以上の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されました。

これに準じ、本町においても、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階の被保険者を対象に介護保険料の軽減を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第50号、三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員の資格要件の改正を行うものであります。

以上が条例改正案の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

議 長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議については6月14日に行います。

日程第9．議案第51号から第53号（財産の取得議案）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（田川政幸）

それでは、議案第51号から議案第53号までの、財産の取得議案についてご説明いたします。

初めに、議案第51号、住民共助運行用車両購入につきましては、本年10月からの公共交通再編に向け、旧小学校区毎の8地区に各1台、予備車両として1台の合計9台を購入するものであります。

契約の相手方は、三種町内のエース自動車販売株式会社三種支店代表取締役社長畠山信悦氏で、契約金額3,349万8,000円、納入期限を令和元年9月25日とする購入契約を締結するものであります。

次に、議案第52号につきましては、除雪ドーザ11トン級1台を購入するものであります。

契約の相手方は、能代市の株式会社秋田重車輛代表取締役社長小林一成氏で契約金額1,793万円、納入期限を令和2年2月28日とする購入契約を締結するものであります。

次に、議案第53号、防災行政無線戸別受信機の取得につきましては、防災行政無線の機器として琴丘地域で戸別受信機貸与申込みを取りまとめた結果、申込者数が900世帯ございました。

これにより戸別受信機900台とダイポールアンテナ300本を購入するもので、契約の相手方は、仙台市のパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社社長樋口克彦氏で、契約金額4,062万9,600円、納入期限を令和元年9月20日とする購入契約を締結するため、地方自治法及び関係条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

議 長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議については、6月14日に行います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会です。

午前10時32分 散 会